

令和2年9月4日11時00分

福岡県災害警戒本部及び福岡県災害警戒地方本部 の設置について

台風第10号の接近に伴い、本県においても、台風を要因とする災害発生の恐れがあるため、4日11時00分に福岡県災害対策本部規程第21条の規定に基づき、下記のとおり福岡県災害警戒本部及び福岡県災害警戒地方本部を設置しましたので、お知らせします。

記

○設置した本部

福岡県災害警戒本部	:本 庁
福岡県災害警戒福岡地方本部	:福岡農林事務所
福岡県災害警戒北九州地方本部	:八幡農林事務所
福岡県災害警戒京築地方本部	:行橋農林事務所
福岡県災害警戒筑豊地方本部	:飯塚農林事務所
福岡県災害警戒両筑地方本部	:朝倉農林事務所
福岡県災害警戒筑後地方本部	:筑後農林事務所